

太子町敬老お祝いチケット 取扱店募集要項

1 太子町敬老お祝いチケット発行概要

商品券名称 太子町敬老お祝いチケット
発行者 兵庫県太子町
発行総額 約1,710万円
※ 1冊(500円券×6枚)＝額面3,000円分を対象者へ配付
※ 対象者・・・令和8年9月1日現在で太子町に住民登録がある
満75歳以上の方
発行冊数 約5,700冊(令和8年度)
取扱店負担 負担なし
利用期間 令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

2 チケット取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用、及び未使用チケットの直接換金は禁止します。
- (2) チケットは物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) チケットと現金の交換は禁止します。
- (4) お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様からチケットが提示されたら、冊子より必要枚数を切り離してチケットのみをお受け取りください。
- (7) 冊子から切り離されたチケットは原則使用できませんが、お客様が冊子を持参され、チケットの管理番号からその冊子のものと確認できれば使用可能です。
- (8) チケットの対象外商品などを独自に定める場合、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、チケットの使用上限額などを定める場合は、あらかじめお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 利用期限を過ぎたチケットは受け取らないでください。
利用期限：令和9年3月31日(水)
- (10) チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(兵庫県太子町)は責任を負いません。
- (11) 換金期限以後はいかなる場合もチケットの換金は無効となります。
換金期限：令和9年4月9日(金)

3 チケットの利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの

- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払（料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能）
- ・ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 商品券の交換又は売買
- ・ 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- ・ その他、このチケットの発行趣旨にそぐわないもの

4 取扱店登録にあたっての資格

大型店舗（店舗面積が 1,000 m²を超える小売店舗）を除く、太子町商工会に加入している事業者又は登記簿に登録されている所在地が町内で、かつ町内に事業所、店舗等を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- （1）上記「3 チケットの利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- （2）太子町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者、及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- （4）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （5）暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- （6）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 取扱店登録申請

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「太子町敬老お祝いチケット取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、原則郵送で申請してください。(チェーン店、系列店など町内に複数店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。)

●あて先 〒671-1592

兵庫県揖保郡太子町鵜280番地1

太子町生活福祉部高年介護課「太子町敬老お祝いチケット取扱店受付係」

※ 令和7年度に取扱店登録をいただいた事業者については、令和8年度も引き続き有効となりますので、申請していただく必要はありません。(「太子町敬老お祝いチケット取扱店登録証」、「事業啓発ポスター」、「太子町敬老お祝いチケット(見本)」(以下、「チケット郵送物」という。)については、9月中旬に郵送します。)

(2) 登録期間

令和8年6月1日(月)～令和8年7月24日(金)

※ 対象者向けチラシの作成を予定していますので、早めの申請をお願いします。

なお、この期間以降も随時受付を行います。が、チラシには掲載されません。(町ホームページ等では随時掲載予定です。)

(3) 登録後の流れ

申請のあった事業所・店舗等については、審査を経て取扱店として登録します。また、店頭に掲示していただくチケット郵送物は登録申請書に記載の住所へ後日郵送します。

※ 申込内容に虚偽・不備等がある場合には、取扱店登録後であっても登録を取り消す場合があります。

6 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

(1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「太子町敬老お祝いチケット取扱店登録証」、「事業啓発ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。

(2) 使用されるチケットは、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造されたチケットと判別できる場合は、受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、事務局までご連絡をお願いします。なお、チケットの「見本」については、レジ担当者やチケットを取り扱うすべての店員に周知願います。

(3) 取引によりチケットを受け取ったときは、券裏面に「取扱店印」を押印するなど、

再流出防止に努めてください。すでに取扱店印があるものは、受け取りを拒否してください。

7 換金手続き

- (1) 使用済チケット（100枚を超える場合は、100枚ごとに輪ゴム等で束ねて提出すること）と太子町敬老お祝いチケット請求書を併せて提出してください。

換金受付期間：令和8年10月1日（木）～令和9年4月9日（金）

役場開庁日の9時～16時30分

- (2) 請求後の指定口座への入金は、書類を提出された月の翌月25日以降の予定です。

ex) 11月中に提出 → 12月25日以降に入金予定

3月中に提出 → 4月25日以降に入金予定

※ 換金受付期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをしてください。

※ 使用済チケットと太子町敬老お祝いチケット請求書の整合がとれない場合は、事務局から取扱店へ確認することがあります。

8 取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

◎ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

太子町生活福祉部高年介護課 太子町敬老お祝いチケット事務局

電話：079-276-6715（役場開庁日：8時30分～17時15分）

※窓口は9時～16時30分までとなります。

メール：kaigo@town.hyogo-taishi.lg.jp